

憲法改定論における表現の自由の問題

隅野隆徳

内閣憲法調査会の最終報告書の中に、今日の日本における、政府、自民党を中心とする憲法改定論は集約されているといえよう。問題は憲法の全分野にわたっているが、ここでは、その中の表現の自由の問題について、いくつかの考察を試みることにする。その場合、憲法調査会における改定論は、憲法現象を全体的に把握した上でのものではなく、憲法現象の裏面から掘り出されて論じられていることが多い。そこで、本稿では、表現の自由の問題について、その裏面を摘示し、それとの関連において、改定論の意図するところを明らかにしたい。

(1) 表現の自由を憲法上保障する趣旨

基本的人権の中でも最も基礎的なものの一つとして、集会、結社および言論、出版その他一切の表現の自由が、憲法第21条によって保障されている。それは、国民が自分の意見や思想を發表し、伝達する自由であるが、それが基本権として保障されているのは、もともと、権力に對抗する思想、言論についてであって、権力の側に立つ思想、言論についてはない。なぜなら、後者は、ことの性質上、いつの時代にも、どの国でも自由であるからである。権力に

目 次

〔研究ノート〕	
憲法改定論における表現の自由の問題 …… 隅野隆徳	(1)
ドイツ中世都市成立論についての反省 …… 林 毅	(5)
(所報) ……	(8)
<編集後記> ……	(10)

対抗する思想，言論が，表現の自由の保障のもとに，国民の間で，少数意見から多数意見に発展する可能性をもつこと — それは，近代民主政治の基礎条件である。

こうした表現の自由の保障の意味を現実によく示したのが，1960年の安保斗争である。政府，自民党の憲法を無視した行為に対し，労働者階級を中心とする大衆の批判が，ストライキ，デモ行進，集会，請願，署名等々の表現手段を通じて展開され，それがさらに広く国民の間に関心と批判を生み出し，日本の民主政治の発展に大きな役割をはたしたのである。あるいはまた，松川事件裁判で，被告，弁護団を中心とする真実を求めてやまぬ声が，はじめはささやかであったが，きびしい闘いの中で，その後，いかんして，大衆の心をゆり動かし，ついに，警察，検察，裁判官の反民主々義的な権力行為にうちかつていったかということにもよくあらわれている。

それでは，現行憲法のもとで，表現の自由の保障は，これまでどのような状況にあったらうか。

(2) 現行憲法下の実態

今日，表現手段として，テレビやラジオ，あるいは新聞が最も効果的であることは，周知のとおりである。ところが，それらは，ほとんど，大資本の支配するところであり，大衆にとっては自由な言論の場になっていない。しかも，それらマス・コミの内容は，自主規制ということで，権力に対抗するような言論，報道はほとんど見られず，他方，自衛隊や反共評論家等を登場させてする軍国主義的宣伝がますます強まっている。それとともに，現在では，マス・コミに対する国家権力の直接的な統制の準備が進められている。

こうした中で，大衆が，とくに政治的，社会的な問題で自分の意見や思想を世間に発表しようとする場合には，みずから団結し，組織をつくり，集会やデモ行進をすることによって，はじめて目的を達することができる。新聞や出版物やビラ，ポスター，さらには，映画，演劇，音楽等の言論活動も，そうした大衆組織や大衆行動と不可分に結びついたときに，はじめて，大衆にとっては積極的な意味をもつのである。

だが，こうした集会やデモ行進は，各地の公安条例によって規制されていて，事実上，警察の許可がなければ行なえないという状況にある。しかも，1960年に最高裁判所の公安条例合憲判決が出て以後は，大衆行動に対する警察の制限，取締まりは一層強化されている。また，自衛隊において，これらの大衆行動抑圧のための専門的訓練がなされていることは，十分注意されなければならないであろう。

集会やデモ行進を組織していく上に、大衆にとって大きな役割をはたす、ビラはり、ビラまきが、現在、軽犯罪法や道路交通法に違反するということで取締まられている。このことは、国家権力がその政治的意図を実現するために、法律をその本来の目的から逸脱して使用し、ゆがめた解釈をするものであることをよく示している。

また、選挙のときには、もともと、言論の自由や政治活動の自由が最もよく保障されて、国民の政治的判断がより適確にくだせるようにされなければならないのに、現在の公職選挙法は、選挙に関する署名活動、デモ行進等を禁止し、ビラ、ポスターを制限する等、選挙運動に対しいろいろな制限規定を設けている。その結果は、ビラや機関紙、そのほか、口や手や足を使って宣伝する以外に方法をもたない進歩政党の選挙運動をしにくくし、他方、保守政党による、金の力がものをいう腐敗した選挙を助長することになる。

大衆行動の自由、言論の自由と密接不可分に結びつくものとして、結社の自由がある。だが、団体を結成し、団体活動をする自由は、なによりも破壊活動防止法によって大きな制限を受けている。この法律は、1952年、サンフランシスコ講和条約の発効後、共産党など国家権力にとって好ましくないと思われる左翼の団体を取締まるために制定されたもので、多くの学者によって憲法に違反すると解釈されている。さらに、この法律の趣旨を一層広範囲にわたらせ、かつ徹底させようとするものとして、1961年の政治的暴力行為防止法案がある。それは民主勢力の強い反対によって廃案となったが、その内容の中心的ねらいは、労働組合、そのほか、政府の政策に批判的な民主的諸団体の活動を制限、停止することにあった。

表現の自由を保障するために、検閲が禁止されている（憲法第21条2項）。それは、一定の思想、言論が外部に発表される前に権力による審査を許すならば、権力に対抗する思想、言論はそのままの形で国民のもとに達することなしに抑圧されてしまう危険が多いので、このことを防ぐためのものである。ところが、現在、輸入映画は、大蔵省管轄の税関によって検査され、公安または風俗を害すると認められるとき（関税定率法第21条）は、その全部または一部の輸入を禁止される。実際、「恋人たち」や「わが斗争」などの映画が、その一部をカットされた。これは、まさしく検閲にほかならない。また、各地の青少年保護条例によって、青少年の保護という名目のもとに、いちじるしくわいせつ性あるいは残忍性をもつ出版物、映画等が、その販売、観覧を制限されている。だが、その場合も、日本のかつての侵略戦争を賛美するような「戦争もの」は放置されながら、他方、戦争の真実を伝え、その残虐さを批判するような、権力の軍国主義的政策にとっては好ましくないものが取締まれ、制限されることがあるのには注意しなければならない。また、表現の自由の抑圧が、いつも風俗衰乱を理由とする

わいせつ物取締まりに始まることは、世界の歴史の示すところであり、日本でも、小説「チャタレイ夫人の恋人」に關する最高裁判所の有罪判決（1957年）やサドの「悪徳の栄え」に対する裁判等の例に見られるところである。

（3）改憲論の意図するもの

以上のほかにも表現の自由を侵害する例は数多い。そして、今日におけるこの分野での憲法改定の問題は、実は、そうした立法、行政、司法の各面にわたる侵害の既成事実の積重ねの上に、それらの一つの総括として出されている。内閣の憲法調査会における改憲論によると、基本的人権に対しては「公共の福祉」等による一般的制限が明文化されることになるが、表現の自由についてはそれだけでは足りず、さらに個別的な規定を設けて、表現の自由そのものを、あるいは、とくに屋外集会の自由を原則的には憲法の保障のわく外におくという趣旨の意見が出されている。

そうした表現の自由の制限を正当化する理由として改憲論者があげるものに、デモ行進や集会によって車がとめられたりして他人の通行の自由が侵害されるということがある。しかし、先にも述べたように、今日、デモ行進や集会の自由が、大衆にとっては表現の自由の中心的地位を占めているのに、それを一般市民の交通の自由を守るためにといって制限してよいものだろうか。しかも、デモ行進に対してきびしく制限する一方で、天皇の旅行や祭のみこしや優勝力士のパレード等が、交通のまひという点からいえば同じなのに、デモ行進の場合とは違って、いとも寛大に認められているのは、はたして公平といえるであろうか。

また、デモ行進や集会の自由を制限する理由として、先にあげた最高裁判所判決に代表されるように、大衆が集まると、とかく群集心理にかられて、何かにつけて暴力化し、社会公共の秩序を乱す危険がある、ということがいわれる。だが、デモ行進が大騒ぎとなるのは、警察官の弾圧や、右翼、スパイの挑発がある場合のことであって、もしそういうことがなければ、それが混乱に陥るおそれはきわめて少ない。そのことは、見世物や興業などに多くの人が非組織的に集まった場合と比べてみて、デモ行進や集会がいかに組織的であり、秩序整然としているかということによっても明らかであろう。

こうしてみれば、デモ行進や集会の自由を制限すべき根拠はとくにないともみなければならぬ。それにもかかわらず、これを制限しようというのは、デモ行進や集会が、たいてい、国家の政策に対する批判のためであり、それは、国家権力を握っている人からみて好ましくないという現実があるからである。しかし、このような事態を、そして、それを一層おし進める

ものとしての憲法改定を許すならば、国家にとって好ましくない一切の言論活動は制限、禁止され、国民は国家の政策にひたすら服従を強いられることになり、民主主義は死滅するにいたるであろう。

また、改憲論の中には、政党の目的、行動および機構を改定憲法に規定すべきであるという意見がある。これは、集会やデモ行進の自由の規制と結びつけて、さらに、そのような大衆行動を組織し実行する団体そのものを規制しようとする意図するものである。それは、共産党などの反権力的、反資本家階級的政党を憲法の保障のわく外におくものである。しかも、そうした規制は、政党だけにとどまらず、すべての平和的民主的諸団体にも及び、さらには、反権力的民主的な思想をもつことそのものに対する規制、すなわち、思想の自由の制限、禁止にまでいたるものである。そのことは、西ドイツ基本法の政党規制条項が、共産党非合法化の根拠とされ、その後の西ドイツの反動化に大きな役割をはたしたことからもうかがえるであろう。